時間外労働 は 日 労 働に関する協定届

労働保険番号	13	1 所掌	0 1	152816	000 枝番号	被一括事業場番号
法人番号				60100012013	83	

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類 事業の名 その他の事業 株式会社KPMG Ignition Tokyo デジタルテクノロジー開発			事業の名称	事業の所在地(電話番号)					協定の有効期間				
		okyo		(〒 100 - 0004) 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビルチング7階					[事業場外]				
チジ	タルテクノロジー	-開発								-	7月1		年 6 月 30 日
	Г				<u> </u>		- 電	á 03 T	(3548) !				年 月 日]
		時間外労働をさ 必要のある具体的	1	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳 (_{以上の者})	所定労働 (1日 (任意)		1 甘	1箇月(のについ ② に つ い て は	ができる時間数 ては45時間まで、 42時間まで) 所定労働時間を	1年(①について ②については 起算日 _(年月日) 令和	は360時間まで、 320時間まで) 5年7月1日 所定労働時間を
											超える時間数 (任意)		
時間外労働 ②の間 1 形にない 2 変制 2 変制 2 変制 2 変制 2 変制 2 変制 3 変制 3 変制 4 デンよ		関客等の都合による仕様変更への対 取引先、官公庁等への		事門的・技術的職業従事者	9人	7 時間 7 時間 間 時間 間 時間 間 間 間 間 間 間 間 間 間 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日	0 分 分 分 分 分 分 分 分	7 時間 0 分 時間	時 分 時 分 時 分 間	45 時間 0 45 日間 0 日間 0 日間	時 分 時 分 時	360 時 分 時 分 時	時分 時分 時分 時間
					, ,	[時間 時間	分 分 分	分 時間	分	分 時間 分	分 時間	分 時間 分	分 時間 分
	② 1年単位 の変形労働時 間制により労 働する労働者				人 ————————————————————————————————————	時間 時間	分 分]	分	分	分	分	時間 分	分
					, ,	時間	分 分]	分	分	分	分	分	分
						時間	分 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類 [事業場外]		所 定 休 日 (任意)			労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		法定休日に 及び終	ことができる :おける始業 業 の 時 刻		
	顧客	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫 取引先、官公庁等への対応		専門的・技術的職業従事者	33 人	創立記念日、その	土 日祝 創立記念日、その他会社の指定日			1;	か月 5 回	9 時 - 15 分	17 時 - 15 分
労働				事務従事者	16 人	土 日祝 創立記念日、その他会社の指定日				1;	か月 5 回	9 時 15 分 受	17 時 15 分
						-				-			

接子签页基本页(签18条签:按U核)

			1日(任意)		(時間外受働15.76	1 箇 ・休日労働を合算し <i>1</i>		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
				± 15√ /	(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				起算日 (年月日)	令和 5 年	7 月 1 日
臨時的に限度時間を超えて 労働させることができる場合	業務の種類 [事業場外]	1	法定労働時間	ができる時間数 所定労働時間を 数超える時間数 (任意)	(ガ側させるこ	及び休日労 法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合	所定労働時間を超 える時間数と休日	えた労働に係	延長することが 法定労働時間を 超える時間数	ができる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ追	専門的・技術的職業従事者							25 %			25 %
		9 人	7 時間 0 分	時間 分	6	80 時間	時間 分		720 時間 0 分	時間 分	
取引先、官公庁等への対応	事務従事者	16 人	7 時間	時間分	6 d	80 時間	時間	25 %	720 時間 0 分	時間	25 %
		·	時間分	時間分	Ē	時間分	時間分	%	時間分	時間 分	%
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	時間	時間分	Ħ	時間	時間分	%	時間	時間分	%
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	時間分	時間分	Ħ	時間分	時間分	%	時間 分	時間 分	%
			時間分	時間分	田	時間分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
			時間	時間分	Ē	時間	時間	%	時間	時間	%
		·	時間分	時間分	田	時間分	時間分	%	時間分	時間分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	L 通告	I									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する 健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ✓ ① 労働時間が一定時間を超えた ② 労働基準法第37条第4項に対 ③ 終業から始業までに一定時間 ③ 終業から始業までに一定時間 ③ 労働者の勤務状況及びそのに ⑤ 労働者の勤務状況及びそのに ⑥ 年次有給休暇についてまと、 ○ ② 心とからだの健康問題につい ③ 労働者の勤務状況及びそのに ○ ② 必要に応じて、産業医等に、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	規定する時刻の 間以上の継続し 建康状態に応じ 建康状態に応じ まつた日数連続 いての相談窓口 建康状態に配慮	間において労働さ た休息時間を確保 て、代償休日又に て、健康診断を実 して取得すること を設置すること。 し、必要な場合に	せる回数を1箇月に すること。 特別な休暇を付与す 施すること。 を含めてその取得を は適切な部署に配置	ること。 促進すること。 転換をすること。				(具体的内容) 産業医の助言・指導 よる保険指導を受け) を受け、又は労働者に させる	産業医産業医に
上記で定める時間数にかかわらず、時	□ ⑩ その他 時間外労働及び休日労働を合算1	した時間数に	は、1箇月につい	いて100時間未満	でなければなら	ず、かつ2箇月	から6箇月まで	を平均して80	 時間を超過しな	いこと。	✓
協定の成立年月日 令和 5 年 6 月 23										ックボックスに	

〇上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ✔

〇上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の

〇上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の 方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 5 年 6 月 22 日

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

職名代表取締役社長 使用者 氏名 Tim Denley 受 付 令 和 5 年 6 月 22 中央労働基準監督署